

小学生保護者のみなさまへ
藤沢市教育委員会からのお知らせ②
居場所、昼食の提供について

1. 居場所 : 保護者の就労状況等が次の場合に限り、事前の申し込みにより受け入れます。
(特別支援学級在籍の児童を含む)

【対 象】 両親の職業やひとり親家庭の親の職業が次のいずれかに該当し、仕事を休めない場合や、一方の親が次の職業要件に該当し、もう一方の親が疾病等により家庭で子どもの面倒をみるのが困難な場合

① 医療・保健従事者

② 消防、警察、電気・ガス・水道・交通機関等の社会インフラ従事者

③ 高齢者施設、障がい者施設、保育所等の福祉施設従事者

④ 食料品、医薬品の販売・運送等の従事者

※ その他、特別支援学級に在籍する児童等で自宅においてひとりで過ごすことが難しい場合や事業所等での預かりができない場合は学校にご相談ください。

※ いずれの場合も、保護者の休暇取得、在宅勤務が困難であること及び保護者以外の家族による対応が困難な場合に限ります。

※ 利用する場合には、家庭での児童の検温と健康状態を確認して、健康調査票に記入のうえ、持参させてください。かぜ症状等がある場合には自宅での休養を徹底させてください。

【実施日】 5月1日(金)～5月29日(金)の平日のみ

【時 間】 8:30から12:00まで

【申込み】 学校ホームページ保護者ログイン画面の申込み入力フォーム(連絡メールでお知らせしたアカウントとパスワードでログインしてください)または、学校へ電話で申込みください。

(入力フォームでの申込み)

4月28日(火)～5月1日(金)の16:00まで

(電話での申込み)

4月30日(木)、5月1日(金)の9:00～16:00の間に学校へ申込みください。

※5月1日の利用分については、4月30日(木)の16:00までに必ず申込みください。

※締め切りを過ぎての申込みはできません。ただし、締め切り後に就労状況が要件に該当する状況に変わった場合は、学校にご相談ください。

2. 昼食提供 : 次の家庭に限り、事前の申し込みにより昼食の支援を行います。

【対 象】 ひとり親家庭や就学援助制度等を受けていて、食の支援が必要な家庭

【実施日】 5月1日(金)～5月29日(金)の平日のみ

【配付時間】 12:00～12:30

【申込み】 学校ホームページ保護者ログイン画面の申込み入力フォーム（以前お知らせしたアカウントとパスワードでログインしてください）または、学校へ電話で申込みください。

（入力フォームでの申込み）

4月28日（火）～5月1日（金）の16：00まで

（電話での申込み）

4月30日（木）、5月1日（金）の9：00～16：00の間に学校へ申込みください。

※食物アレルギーがある場合は対応できないため申込みはできません。

※5月1日の利用分については、4月30日（木）の16：00までに必ず申込みください。（当日の申込みはできません）

※締め切りを過ぎての申込みはできません。ただし、締め切り後に要件に該当する状況が変わった場合は、学校にご相談ください。食数に限りがあるため追加提供ができない場合があります。

【その他】 自己負担金100円を徴収します。（家庭状況等による負担軽減あり）
利用する場合は持ち帰り用の袋を持参させてください。